

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜、
休日は、
がと、
日る、
の翌)

目次

◇告 示

町等の区域の新設等(地方課)

土地改良区の役員の就退任(農村整備課)
蒜山大山有料道路に係る岡山県管有料道路料金徴収条例
の一部改正(道路課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

◇公安告示

遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第六百四十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から別図一に示す区域内の町及び字の区域を変更し、及び廃止し、当該区域をもって別図二に示す町の区域を新設する旨の届出

があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更及び廃止並びに町の区域の新設は、平成三年十一月一日からその効力を生ずる。

平成三年九月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する町
の名称

日ノ出町二丁目

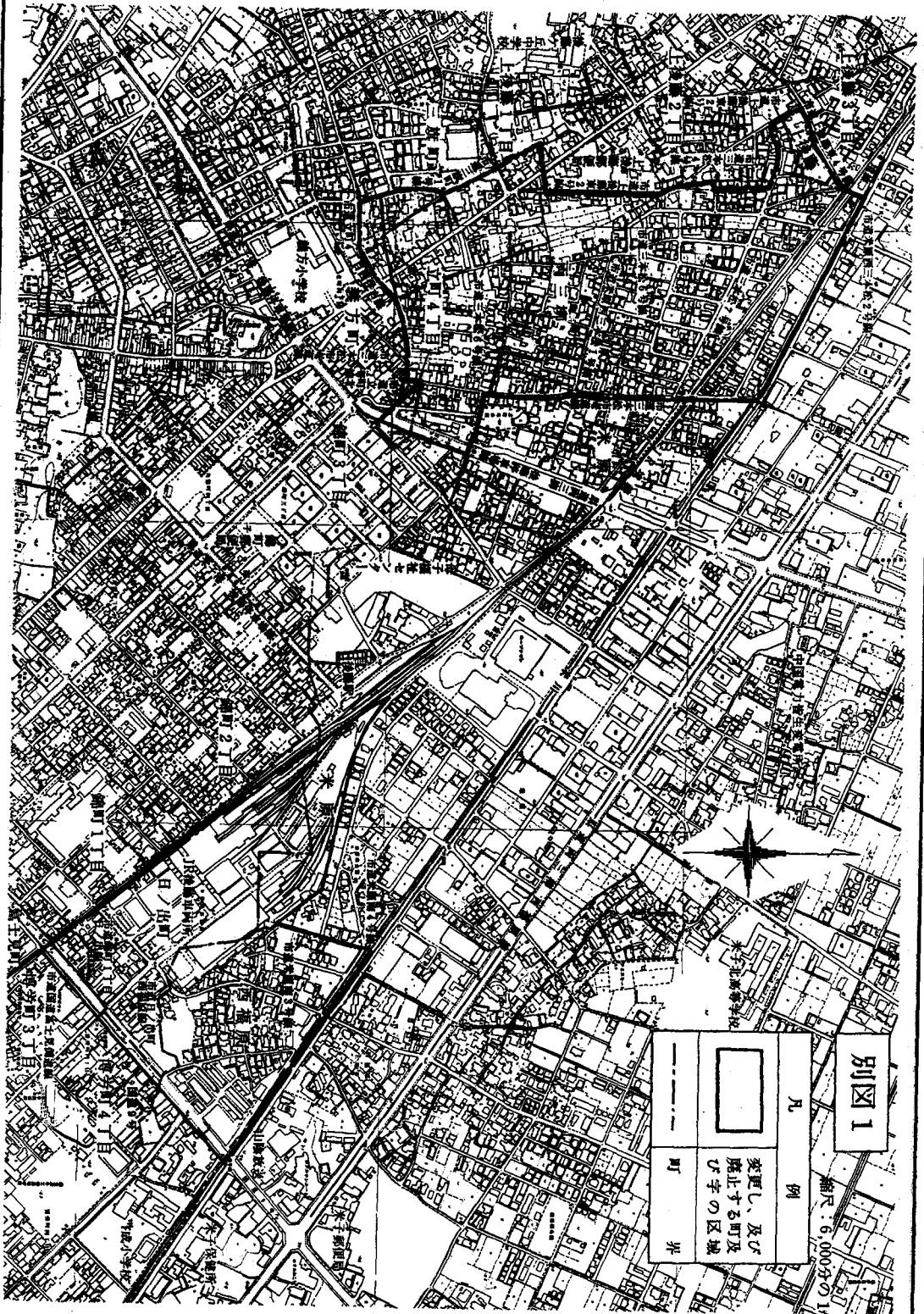
博勞町三丁目と富士見町の境界線、日ノ出町と錦町一丁目の境界線、市道錦町一丁目日ノ出線の西側線、市道日ノ出町西福原線の西側線、西福原字米川向鍋屋道東一、九二の一五、九五の一〇、九二の一四の各北筆界、西福原字米川向鍋屋道西九九の東筆界及び北筆界、西福原字米川向鍋屋道西一〇一の二、九九の各北筆界、米原字南原と西福原字米川西の境界線、米原字米原南一八一〇の二、一七五三の二、一七七〇の二の各東筆界、米原字米原南一七七〇の二と一七八九の二の各北筆界が交わる点と斐伊川水系米川の中心線を直角に結ぶ線、斐伊川水系米川の中心線、国道九号の東側線、市道国道富士見側道線の東側線

日ノ出町二丁目

日ノ出町と錦町一丁目の境界線、日ノ出町と錦町二丁目の境界線、米原字遊仙山ノ下一四五四の一の北筆界、米原字三軒屋道西空地一四六〇の一の北筆界、米原字三軒屋道西空地一四六〇の一、一四六三の六の各北筆界、米原字遊仙山ノ下と米原字米原南の境界線、米原字寺町谷と米原字米原南の境界線、米原字南原一四一五の四と接する道路の北側線、米原字南原一四一五の四の北筆界、西福原字米川向鍋屋道西九九、一〇一の二の各北筆界、西福原字米川向

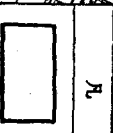

<p>三本松二丁目</p>	<p>三本松二丁目</p>	<p>鍋屋道西九九の北筆界及び東筆界、西福原字米川向鍋屋道東一 九二の一四、九五の一〇、九二の一五の各北筆界、市道日ノ出町西福原線の西側線、市道錦町一丁目ノ出線の西側線</p>
<p>三本松二丁目</p>	<p>立町四丁目と三旗町の境界線、市道三旗町一号线の東側線、両三柳字空地立石場一一八〇、一一八一の五、一一八一の四、一一八一の各南筆界、市道三本松六号線の北側線及び東側線、両三柳字空地弥兵衛道東一〇七二の一、一〇八一の二二、一〇八一の二三、一〇八一の一八、一〇八一の三三、一〇八一の二一、一〇八一の二〇の各南筆界、両三柳字空地市庵道添南一〇八六の二、一〇八六の二三、一〇八六の二七、一〇八六の四、一〇八八の一八、一〇八八の二一、一〇九〇、一〇九四の二一、一〇九四の二、一〇九四の一三、一〇九六の二、一〇九六の九、一一〇〇の二、一一〇〇の三、一一〇一、一一〇〇の四、一一〇五の二、一一〇五の三の各南筆界、両三柳字空地市庵道添南一一〇四の二の東筆界、米原字吉左衛門道西空地一六二四の一、一六二四の二二、一六一六の一、一五九八の四、一五九七の九、一五九六の二二、一五九六の二〇、一五九六の三の各南筆界、錦町三丁目と米原字吉左衛門道西空地の境界線、錦町三丁目と米原字吉左衛門道東空地の境界線、県道両三柳後藤停車場線の東側線、立町四丁目二四七の三の東筆界、立町四丁目二四七の五、二四七の二の各南筆界、立町四丁目と錦町三丁目の境界線、立町四丁目と義方町の境界線</p>	<p>両三柳字新街四八九八、四七三二の二の各南筆界、両三柳字空地中道一〇六五の五の東筆界、市道米原西三本松一号线の南側線、両三柳字空地市庵道添一〇二九の三の西筆界及び北筆界、両三柳字空地市庵道添一〇二九の四の北筆界及び東筆界、両三柳字空地市庵道添一〇二九の七、一〇二九の八、一〇二六の二、一〇二五の一六の各南筆界、両三柳字空地市庵道添南一〇八八の六の南筆界、両三柳字空地市庵道添南一〇九一の一一の西筆界及び南筆界、両三柳字空地市庵道添南一〇九一の二、一〇九三の八、一〇九四の八、一〇九四の二四、一〇九六の二二、一〇九七の四、一〇九八の八の各北筆界、米原字吉左衛門道西空地一六二四の二九の東筆界及び南筆界、米原字吉左衛門道西空地一六二四の二〇の西筆界及び南筆界、米原字吉左衛門道西空地一六二四の二八の東筆界及び南筆界、米原字吉左衛門道西空地一六二四の八、一六二四の九の各西筆界、米原字吉左衛門道西空地一六二四の三四の北筆界、市道三本松市庵道線の東側線、米原字吉左衛門道西空地一六二四の一の南筆界、両三柳字空地市庵道添南一一〇四の二の東筆界、両三柳字空地市庵道添南一一〇五の三、一一〇五の二、一一〇〇の四、一一〇一、一一〇〇の三、一一〇〇の二、一〇九六の九、一〇九六の二、一〇九四の三三、一〇九四の二、一〇九四の二二、一〇九〇、一〇八八の二一、一〇八八の一八、一〇八六の四、一〇八六の二七、一〇八六の二三、一〇八六の二の各南筆界、両三柳字空地弥兵衛道東一〇八一の二〇、一〇八一の二一、一〇八一の三、一〇八一の一八、一〇八一の二三、一〇八一の二二、一〇七二の二の各南筆界、市道三本松六号線の東側線及び北側線、両三柳字空地立石場一一八一、一一八一の四、一一八一の五、一一八〇の各南筆界</p>
<p>三本松三丁目</p>	<p>三旗町七三の東筆界、両三柳字空地立石場と三旗町の境界線、両三柳字空地立石場と上後藤一丁目の境界線、両三柳字空地立石場と上後藤二丁目の境界線、両三柳字空地後藤境と上後藤二丁目の境界線、両三柳字新街と上後藤二丁目の境界線、両三柳字新街四八三三の一、四八三三の二の各南筆界、市道三本松六号線の西側線、南側線及び西側線、</p>	<p>両三柳字新街と上後藤二丁目の境界線、両三柳字空地後藤境と上後藤二丁目の境界線、両三柳字新街と上後藤二丁目の境界線、市道三本松七号線の南側線、両三柳字新街一〇</p>

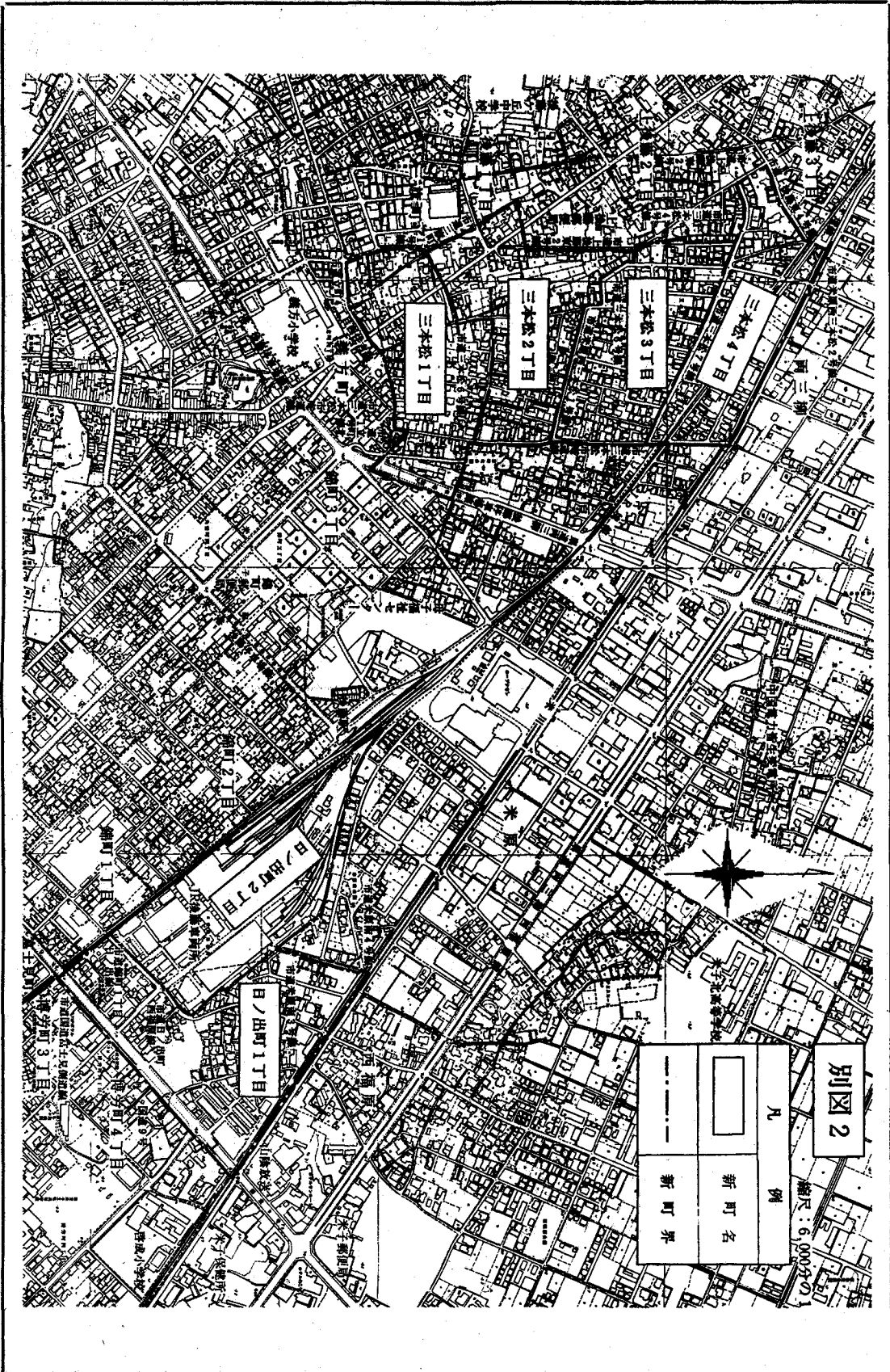
<p>三本松四丁目</p>	<p>二三の一五の西筆界及び北筆界、市道三本松七号線の北側線、市道三本松市庵道線の東側線、米原字吉左衛門道西空地一六二三の一〇の北筆界及び西筆界、米原字吉左衛門道西空地一六二三の三六の北筆界及び東筆界、米原字吉左衛門道西空地一六二三の三八の北筆界及び西筆界、米原字吉左衛門道西空地一六二三の三七の東筆界、市道三本松市吉左衛門道西空地一六二三の三六の北筆界、市道三本松市庵道線の東側線、両三柳字空地市庵道添南一〇九八の八、一〇九七の四、一〇九六の二、一〇九四の二四、一〇九四の八、一〇九三の八、一〇九一の二の各北筆界、両三柳字空地市庵道添南一〇九一の一の南筆界及び西筆界、両三柳字空地市庵道添南一〇八八の六の南筆界、両三柳字空地市庵道添一〇二五の一六、一〇二六の二、一〇二九の八、一〇二九の七の各南筆界、両三柳字空地市庵道添一〇二九の四の東筆界及び北筆界、両三柳字空地市庵道添一〇二九の三の北筆界及び西筆界、市道米原西三本松一号線の南側線、両三柳字空地中道一〇六五の五の東筆界、両三柳字新街四七三二の二、四八九八の各南筆界、市道三本松六号線の西側線、南側線及び西側線、両三柳字新街四八三〇の二、四八三一の二の各南筆界</p> <p>市道上後藤東二号線の東側線、市道上後藤東四号線の南側線、両三柳字新街と上後藤三丁目の境界線、両三柳字六十分間中通と上後藤三丁目の境界線、両三柳字市庵道添と上後藤三丁目の境界線、両三柳字拾四間弥平道東と上後藤三丁目の境界線、斐伊川水系米川を中心線、市道三本松市庵道線の東側線、市道三本松七号線の北側線、両三柳字新街一〇二三の一五の北筆界及び西筆界、市道三本松七号線の南側線</p>
---------------	--



別図1

縮尺 6,000分の1

	<p>凡 例</p> <p>変更し、及び 廃止する町及 び字の区域</p>
	<p>町 界</p>



別図2

縮尺: 6,000/200

凡例	
新町名	
新町界	

鳥取県告示第六百五十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり智頭土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年九月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	林田 俊	八頭郡智頭町大字穂見二三八
"	國政 昭	大字西字塚四八八
"	藤木 優	大字山根三六七
"	熊谷 美憲	大字大屋三五六
"	長石 治郎	大字早瀬八五一
"	栗田 隆弘	大字野原二一一
"	竹下 善一郎	大字奥本一三
"	草刈 賢治	大字大背六五〇
"	谷口 雅人	" 一〇一八
"	柏原 嗣雄	大字東字塚二四二
"	柴田 富美夫	大字奥本五四二
"	小林 修次	大字山根四九一
"	佐々木 正昭	大字木原一一四
"	和田 一郎	大字埴師一九三
"	小林 功	" 四七三

就任した役員の氏名及び住所

理事	國政 昭	八頭郡智頭町大字西字塚四八八
"	林田 俊	大字穂見二三八
"	谷口 堯男	大字真鹿野一〇二
"	栗田 隆弘	大字野原二一一
"	柏原 嗣雄	大字東字塚二四二
"	長石 繁美	大字早瀬一九五
"	黒岩 清人	大字大背六六九
"	草刈 貞男	大字大屋四五五
"	久本 温彦	大字西字塚四五
"	竹下 保	大字奥本一五五一
"	谷口 雅人	大字大背一〇一八
"	藤木 一堅	大字山根三六九一二
"	山本 和則	" 六五八
"	坂口 公一郎	大字三吉一五七
"	石田 紀光	" 六五六一一
"	平尾 功	大字横田七三
"	浮田 博司	大字三吉二五五
"	稲塚 儀一	" 六〇二一一
監事	小川 明	八頭郡智頭町大字河津原一四五
"	谷口 堯男	大字真鹿野一〇二
"	大呂 辰夫	大字慶所一九三一二

平成三年七月二十七日退任

小 林 功	大字埴師四七三
佐々木 正昭	大字木原一一四
藤 木 貞 義	大字三吉四六六一
石 田 紀 光	大字埴師六五六一一
和 田 一 郎	一九三
谷 口 善 彦	大字横田一六四
監 事 大 呂 辰 夫	八頭郡智頭町大字慶所一九三一二
小 川 明	大字河津原一四五
柴 田 操	大字奥本一八六

平成三年七月二十八日就任 任期三年

鳥取県告示第六百五十一号

蒜山大山有料道路に係る岡山県管有料道路料金徴収条例が次のとおり一部改正されたので、鳥取県、岡山県蒜山大山有料道路の管理に関する事務の委託に関する規約（昭和四十五年六月鳥取県告示第四百六十六号）第七条第三項の規定により告示する。

平成三年九月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

◎改正に係る岡山県の条例

各種使用料等の改定に関する条例をここに公布する。

平成三年七月十二日

岡山県知事 長 野 士 郎

岡山県条例第十九号

各種使用料等の改定に関する条例

（岡山県管有料道路料金徴収条例の一部改正）

第二十六条 岡山県管有料道路料金徴収条例（昭和四十五年岡山県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表の二の表普通車の項自動車等の種類の欄を次のように改める。

- 一 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号。以下「法」という。）第三条に規定する小型自動車（人の運送の用に供する自動車で乗車定員が十一人以上のもの、二輪自動車（側車付きのものを含む。）及びけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）とけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両（以下「連結車両」という。）を除く。）
- 二 法第三条に規定する普通自動車で人の運送の用に供するものうち、乗車定員が十人以下のもの（連結車両を除く。）
- 三 法第三条に規定する普通自動車で貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）のうち、車両総重量が八トン未満、最大積載量が五トン未満で、かつ、車軸の数が三以下のもの（連結車両を除く。）
- 四 法第三条に規定する小型自動車及び普通自動車で人の運送の用に供するものうち乗車定員が十一人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）であって、乗車定員が二十九人以下で、かつ、車両総重量

が八トン未満のもの（連結車両を除く。）
 五 連結車両のうち、けん引自動車が一又は二に該当し、かつ、被けん引自動車の車軸の数が一のもの及びけん引自動車が軽自動車等であるもの

別表の二の表大型車(I)の項自動車等の種類の欄を次のように改める。

- 一 普通貨物自動車のうち、車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上で、かつ、車軸の数が三以下のもの（連結車両を除く。）並びに幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径が車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第一号から第五号までに定める最高限度以下で、かつ、車軸の数が四のもの（連結車両を除く。）
- 二 乗合型自動車のうち、乗車定員が三十人以上又は車両総重量が八トン以上のもので、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四条第一項の規定による免許を受けて同法第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該免許に係る路線を定期に運行するもの及び同法第四条第一項の規定による免許を受けて同法第三条第一号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第二十一条第二号の規定による許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの（連結車両を除く。）
- 三 乗合型自動車のうち、乗車定員が二十九人以下、車両総重量が八トン以上で、かつ、長さが九メートル未満のもの（二に該当するもの及び連結車両を除く。）
- 四 連結車両のうち、けん引自動車が普通車（普通貨物自動車、乗合型自動車及び連結車両を除く。）で、かつ、被けん引自動車の車軸の数

が二以上のもの、けん引自動車が普通車（普通貨物自動車及び乗合型自動車に限る。）で、かつ、被けん引自動車の車軸の数が一のもの及びけん引自動車（車軸の数が二のものに限る。）が一、二又は三に該当し、かつ、被けん引自動車の車軸の数が一のもの

別表の二の表大型車(II)の項自動車等の種類の欄を次のように改める。

- 一 普通貨物自動車のうち、車軸の数が四以上のもの（大型車(I)であるもの及び連結車両を除く。）
- 二 乗合型自動車のうち、乗車定員が三十人以上又は車両総重量が八トン以上のもので、大型車(II)であるもの及び連結車両を除く。）
- 三 法第三条に規定する大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）
- 四 連結車両（普通車又は大型車(II)であるものを除く。）

別表の二の表軽自動車等の項自動車等の種類の欄を次のように改める。

- 一 法第三条に規定する小型自動車（二輪自動車（側車付きのものを含む。）に限る。）
- 二 法第三条に規定する軽自動車
- 三 法第三条に規定する小型特殊自動車

別表の二の表軽車両等の項自動車等の種類の欄を次のように改める。

- 一 法第二条第三項に規定する原動機付自転車
- 二 法第二条第四項に規定する軽車両
- 三 道路交通法第二条第一項第十一号の二に規定する自転車（二に該当するものを除く。）

別表の二の表の備考を次のように改める。

備考 回数通行券による場合の料金の額は、この表による料金の額から二割以内の金額を割り引いて管理者が別に定める額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三年八月一日から施行する。

鳥取県告示第六百五十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年九月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年三月一日 鳥取県指令受都計三―三第五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡赤碕町大字赤碕字月輪、字狐塚尻及び字西ヲナガケ

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡赤碕町大字赤碕七六八―二

馬野建設株式会社

代表取締役 馬野勇一郎

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十七号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成三年九月十日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	わっしょい	マルホン工業株式会社
"	ビッグジャンプ	"
"	モダンタイム	"
"	サバンナ3	株式会社まぎら遊機
"	赤ちやうちゃん	"
"	ダブルトタック	"

〃	パラダイス1-D	奥村遊機株式会社
〃	ペンドラFX	〃
〃	いらっしやい2	〃
〃	ジョージS1	株式会社三星
〃	アラポー塾花組	株式会社平和

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む。)】